



最新の賃貸経営お役立ち情報

USAGI通信

2010.2.11 No. 465

住宅用火災警報器 取り付けはお済ですか？

未設置の賃貸住宅は2011年6月1日から消防法により設置義務違反になります。

また、未設置で火災等による被害が生じた場合、貸主・オーナーに民事上の責任が生じる可能性がありますので、要注意です。

入居中のお部屋に火災警報器を設置する場合、入居者への通知や立会いが必要です。入居者入れ替え時に行えばスムーズです。

設置期限が近づいていますので、すぐに対応されることをおすすめいたします。

弊社で設置をご委託いただいた場合、全戸一斉取付に際して、入居者への文書投函等の作業も併せて行います。



リフォーム & 原状回復

COM GHコミュニティ

TEL: 075-464-0202

「USAGI通信はメールでの送信も可能です。メールでの送信をご希望の方は弊社ホームページ<http://3215.co.jp/>からメールアドレスをお知らせ下さい。」